

令和6年度

坂井市の保育園 幼保園・こども園等 入園申込みのしおり



すくすくジャパンは「子ども・子育て支援新制度」シンボルマークです



健康福祉部保育課

TEL 0776-50-3088

(令和5年9月作成)

【 目 次 】

- 1 教育・保育施設を利用するには？ ……………P1
- 2 保育認定を受けるために“必要な事由”とは？ ……………P2
- 3 保育料・給食費について ……………P3～P6
- 4 入園までの日程と申請方法 ……………P7～P11
- 5 坂井市外の保育施設を希望する場合（広域入所） ……………P12
- 6 坂井市内の教育・保育施設一覧 ……………P13
- 7 預かり保育・延長保育・土曜保育について、Q&A ……P14～P16
- 8 保育サービスについて ……………P17
- 9 こどもに関する相談機関 ……………P18～P19
- 10 教育・保育施設位置図 ……………P20～P22



1 教育・保育施設を利用するには？

教育・保育施設（幼稚園・保育園・こども園・小規模保育園）の利用を希望する場合には、教育標準時間認定（1号認定）または保育認定（2・3号認定）を受ける必要があります。

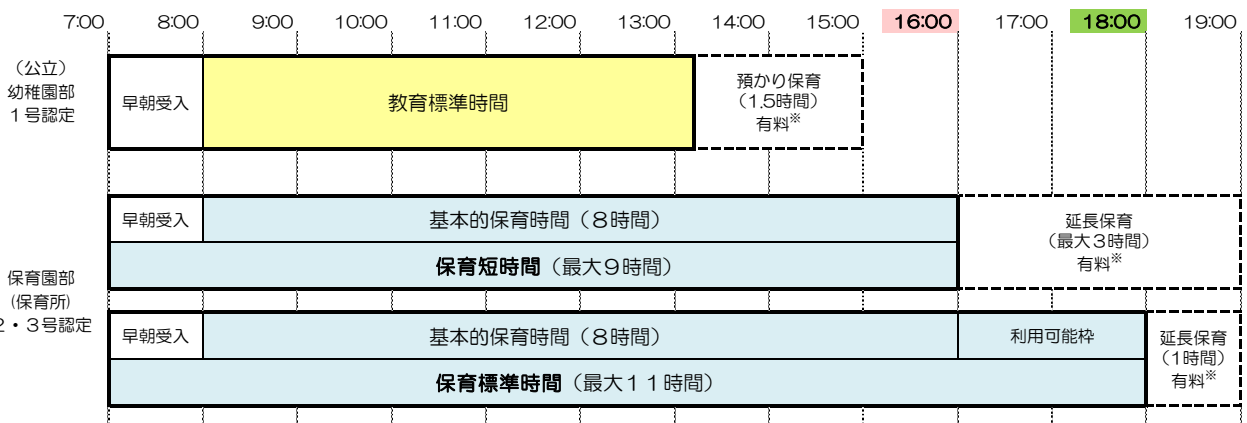
【教育・保育施設を利用するために行われる3つの認定区分】

認定区分	対象年齢	希望する教育・保育の形態
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	幼児教育のみを希望される場合 ※長期休業（春・夏・冬休み）があります。 ※長期休業中に預けたい場合は一時預かり(有料)を利用できます。
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、幼児教育の後、保育を希望される場合
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合

【保育の必要量】

保護者の就労時間やその他の保育を必要とする事由によって、次のいずれかに区分されます。基本的な保育時間を8時間としつつ、保育短時間では最大9時間、保育標準時間では最大11時間の中で必要となる時間を保育します。実施時間は各施設で異なりますので、P13一覧表で確認してください。

◆坂井市における幼稚園部と保育園部の保育時間のイメージ



※ 長期休業中の一時預かり、預かり保育および延長保育の料金についてはP14にてご確認ください。

2 保育認定(2・3号認定)を受けるために“必要な事由”とは？

保育園などでの保育を希望する場合には、「保育の必要な事由」に該当することが必要です。保育認定（2号認定・3号認定）は、次の基準を用いて判定されます。

【保育を必要とする事由】

保護者（父母）が次の事由により家庭で保育できない場合

	保育を必要とする事由		保育必要量	有効期限
①	就労 (1ヶ月48時間以上) ※ならし保育については、P15「現在、育児休業を取得していますか～」をご覧ください	日常の家事以外の仕事をしている場合 (パート、アルバイト、内職、自営業などを含む)	保育標準時間 または 保育短時間 (就労時間により決定します)	雇用期間終了予定日の属する月の月末まで (事由が継続していれば就学前まで)
②	妊娠、出産	妊娠中であるか、 出産後間もない場合	保育標準時間 または 保育短時間	出産予定日から起算して3ヶ月前の日が属する月の初日から産後8週間を経過する日の翌日が属する月末まで
③	保護者の病気、ケガ、障がい	病気やケガ、心身に障がいがある場合		
④	親族の介護、看護	同居または長期入院している親族を介護、看護している場合	保育標準時間 または 保育短時間	事由が継続していれば就学前まで
⑤	災害復旧	震災、風水害、火災などの復旧にあたる場合		
⑥	求職活動 (起業準備含む)	求職活動を継続的に行っている場合	保育短時間	入園後90日間
⑦	就学	学校または職業訓練校に通学している場合	保育標準時間 または 保育短時間 (就学時間により決定します)	就学期間終了予定日の属する月の月末まで (事由が継続していれば就学前まで)
⑧	DVや虐待	児童の虐待やDVのおそれがある場合	保育標準時間 または 保育短時間	事由が継続していれば就学前まで
⑨	育児休業取得中の継続利用	育児休業取得中に既に保育している子どもがいて、継続して利用が必要な場合	保育短時間 ※2	育児休業が終了するまで
⑩	その他 ・下の子の育児(就労せずに育児に専念している場合) ・その他市が認める事由	その他、保育を必要とする特別な事情※1があり、市が認める場合	保育標準時間 または 保育短時間 (下の子の育児は 保育短時間のみ)※2	・下の子の育児 育児中の児童が3歳になる前日まで ・その他市が認める事由 状況に応じて就学前まで

※1 『集団生活に慣れさせるため』、『社会生活を身につけさせるため』、『友だちがいないため』、『遊ぶ場所がないため』というような理由では、保育認定での入園はできません。

※2 家庭状況（多胎児）等で個別の事情のある方はご相談ください。

3 保育料・給食費について

保育料・給食費は、父母の市町村民税所得割額の合算額により算定され、保育料・給食費の切り替え時期は毎年9月になります。4～8月分は前年度市町村民税所得割額、9月分以降は当年度市町村民税所得割額により算定します。

0～2歳児の給食費（主食・副食・おやつ等）については、保育料に含まれています。
3～5歳児の保育料は無償ですが、給食費については保護者の方に負担いただきます。

受入年齢	利用申込みを行う子どもの生年月日	保護者負担
0歳児	令和5年（2023年）4月2日以降	保育料 （P4～5参照）
1歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日	
2歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日	
3歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日	給食費 （P6参照）
4歳児	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日	
5歳児	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日	

▶ 令和6年度 保育料・給食費徴収基準表（月額）

（単位：円）

階層区分	世帯の課税状況		3号認定（0～2歳児クラス） ※4月1日時点で0～2歳		2号認定（3～5歳児クラス） ※4月1日時点で3～5歳		1号認定
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護法による支援給付受給世帯		0	0	保育料 0 給食費 免除	保育料 0 給食費 免除	
第2階層	非課税世帯		0	0			
第3階層	48,600円未満	ひとり親世帯等	第1子 5,900 第2子 0	第1子 5,900 第2子 0			
		上記以外の世帯	第1子 13,000 第2子 0	第1子 12,800 第2子 0			
第4-1階層	48,600円以上	ひとり親世帯等	第1子 5,900 第2子 0	第1子 5,900 第2子 0			
		上記以外の世帯	第1子 21,000 第2子 0	第1子 20,700 第2子 0			
第4-2階層	57,700円未満	ひとり親世帯等	第1子 5,900 第2子 0	第1子 5,900 第2子 0			
		上記以外の世帯	第1子 21,000 第2子 0	第1子 20,700 第2子 0			
第4-3階層	77,101円未満	上記以外の世帯	第1子 21,000 第2子 0	第1子 20,700 第2子 0			
第5階層	97,000円以上 169,000円未満		第1子 21,000 第2子 0	第1子 20,700 第2子 0			
			第1子 29,000 第2子 0	第1子 28,600 第2子 0			
第6階層	169,000円以上 301,000円未満		第1子 29,000 第2子 0	第1子 28,600 第2子 0			
			第1子 38,000 第2子 19,000	第1子 37,400 第2子 18,700			
第7階層	301,000円以上 397,000円未満		第1子 38,000 第2子 19,000	第1子 37,400 第2子 18,700			
			第1子 46,000 第2子 23,000	第1子 45,300 第2子 22,650			
第8階層	397,000円以上		第1子 46,000 第2子 23,000	第1子 45,300 第2子 22,650			
			第1子 53,000 第2子 26,500	第1子 52,100 第2子 26,050			

※第3子以降は保育料・給食費ともに無償です。

※第6階層以上の世帯における第2子の保育料は半額となります。（第2子のカウント方法はP4参照）

※保育料は4月1日時点の年齢で決定します。年度途中で年齢が変わっても、保育料は変わりません。

◆保育料について

保育料は、入所開始月上旬に保育料決定通知書でお知らせします。

(1) 保育料無償となる子どもについて

下記のいずれかに該当する場合は、保育料が無償となります。

- ① 3～5歳児（1号認定及び2号認定）の子ども
- ② 0～2歳児（3号認定）市町村民税非課税世帯の子ども
- ③ 全所得階層第3子以降
- ④ 第5階層以下の第2子

(2) 第2子のカウント方法について

■第5階層以下の世帯における第2子

入所児童に保護者と生計を同一にする兄または姉がいる場合、兄または姉の年齢にかかわらず、人数に応じてカウントします（小学1年生以上もカウントする）。

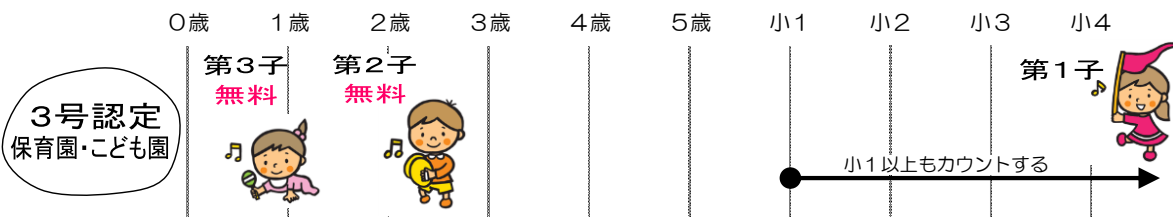
■第6階層以上の世帯における第2子

同一世帯から2人以上の児童が保育施設等*へ同時に入所している場合、入所している子どもの内、年齢が高い順に第1子、第2子とカウントします（小学1年生以上はカウントしない）。

※保育施設等：保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育園、特別支援学校幼稚部
情緒障害児短期治療施設、児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター

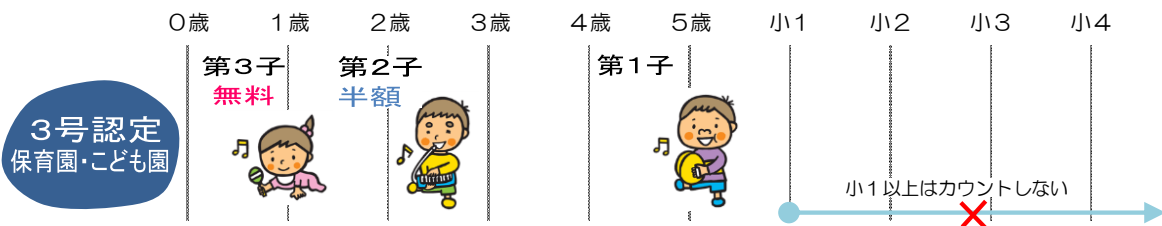
多子計算のカウントの方法

◆第5階層以下（年収約640万円未満相当）の世帯◆



◆第6階層以上の世帯◆

※ただし、下記の基準に関わらず第3子以降の保育料は無償となります



(3) 母子及び父子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等の保育料について

下記のいずれかに該当する場合はひとり親世帯等の軽減が適用になります。

第3階層、第4-1階層、第4-2階層の世帯が対象となります。必要書類はP11をご覧ください。

- ① 児童扶養手当を受給している母子及び父子世帯
- ② 児童扶養手当を受給していないが「事実婚に関する申立書」を提出した母子及び父子世帯
- ③ 同居親族に障がい児（者）のいる世帯（児童本人も含む）

(4) 税額控除等について

市町村民税所得割額は、調整控除を除き、税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割控除・株式等譲渡所得割控除等）の控除前の課税額です。

(5) 保育料の納付について

○私立保育園または公立保育園、幼保園、こども園の場合

所定の保育料を本市に納付していただきます。保育料は口座振替により納付していただくこととなりますので、口座振替依頼書をご指定の金融機関へ直接提出してください。

○私立こども園、小規模保育園の場合

保育料は利用される施設にお支払いいただくこととなります。お支払いの方法等については、各施設にご確認ください。

※保育施設（公立・私立）の一覧は、P13をご覧ください。

(6) 口座振替について

口座振替の開始期は依頼書提出の翌月からになります。依頼書は各保育施設および本庁保育課に設置してあります。保育料の納期限（口座振替日）は毎月25日、再振替日は翌月10日です。なお、口座振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に振替を行います。

保育施設・事業の運営、保育サービスの維持・充実を図るためにも、保育料は必ず納期限内に納付してください。保育料が納期限後に未納となっている場合には、児童手当からの特別徴収（天引き）や給与等の差し押さえを行うことがあります。

保育料の口座振替の取扱いをしている金融機関

※この中の金融機関であれば、どこの支店（市外可）でも結構です。

福井銀行、福邦銀行、北陸銀行、北陸労働金庫、福井信用金庫
ゆうちょ銀行、北國銀行、福井県農業協同組合、越前信用金庫
東日本信用漁業協同組合連合会（福井支店のみ）

◆給食費について

3～5歳児の給食費（主食・副食・おやつ等）については、実費徴収する費用として、主食費（主食を提供する園のみ）・副食費ともに保護者に負担いただきます。

（1）給食費免除となる子どもについて

下記のいずれかに該当する場合は、給食費が免除となります。

免除対象者には、市から別途通知を送付して、お知らせします。

- ① 年収 360 万円未満相当世帯の子ども
- ② 全所得階層第 3 子以降

（2）給食費の納付について

○公立保育園・幼保園・こども園の場合

口座振替により納付していただくこととなります。口座振替依頼書をご指定の金融機関へ直接提出してください。納期限・取り扱い金融機関は、保育料と同様です。

副食費は月額 4,500 円となりますが、主食を提供する園（春江幼保園、春江東幼保園）については、主食費・副食費あわせて月額 5,000 円となります。

○私立保育園・こども園の場合

給食費は「各施設が定めた額」を各施設へ直接お支払いいただくこととなります。お支払いの方法等については、各施設にご確認ください。

副食費は月額 4,500 円です。主食費については、各園にお問い合わせください。

※保育施設（公立・私立）の一覧は、P13 をご覧ください。

◆保育料・給食費の算定について

保育料・給食費の算定にあたっては、保護者の市町村民税の所得割額を確認するため、市町村民税を同意に基づき調査します。



所得不明者の保育料・給食費について

所得が判明できる書類の提出がない場合や住民税不申告である場合は、必要書類の提出（住民税申告）が確認されるまで、保育料・給食費は最大階層（第8階層）で決定されます。

証明書等の提出後、正しい保育料・給食費が決定され、納付頂いた保育料・給食費と差額が生じた場合は、その差額分は返還されます。確定申告や住民税申告の必要な保護者の方は、必ず税務署や税務担当課で申告してください。

4 入園までの日程と申請方法

4月からの入園だけでなく、令和6年度（2024年度）の途中から保育園等へ預けたい方も、下記の受付期間内に申請してください。

入園申込者数が定員を超えた場合は、各世帯の状況を点数化し、入園者を選考します。先着順や抽選ではありません。

▶申請受付期間

平日受付	令和5年10月2日（月）～10月31日（火） 【受付時間】午前8時30分～午後5時15分（園受付の場合は、開園時間内） 【受付場所】本庁保育課、各保育施設※、各支所※
休日受付	令和5年10月22日（日） 【受付時間】午前9時00分～午後4時00分 【受付場所】本庁保育課
オンライン受付	令和5年10月2日（月）～10月31日（火） 【受付時間】24時間受付 【申請方法】詳細はP9をご覧ください。

※保育課以外に提出された場合、書類の不備等について連絡する場合があります。
※各支所では、申請書類を預かるのみとなります。

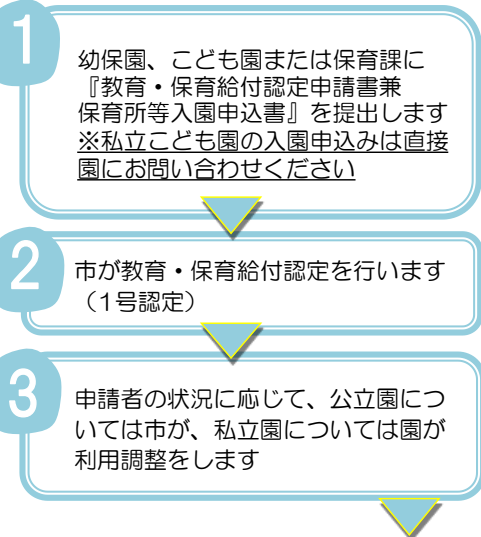
▶申請に必要な書類

児童の状況	必要書類	備考
■入園申込みをされるすべての方	教育・保育給付認定（現況）申請書兼保育所等入園申込書	児童1人につき1部
	個人番号確認書兼委任状	1世帯につき1部
■保育園部（2・3号認定）を希望する方	保育を必要とする事由を証明する書類	詳細はP10をご覧ください
■食物アレルギーがある方	食物アレルギー対応食申請書（生活管理指導表）	
■病気又は心身に障がいがある方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳いずれかのコピー	等級及び本人の氏名、生年月日、住所の記載のあるもの
■保育料・給食費の算定ができない方	保育料・給食費算定のための書類	詳細はP11をご覧ください
■まだ産まれていない場合	母子健康手帳の写し	分娩予定日記載ページ

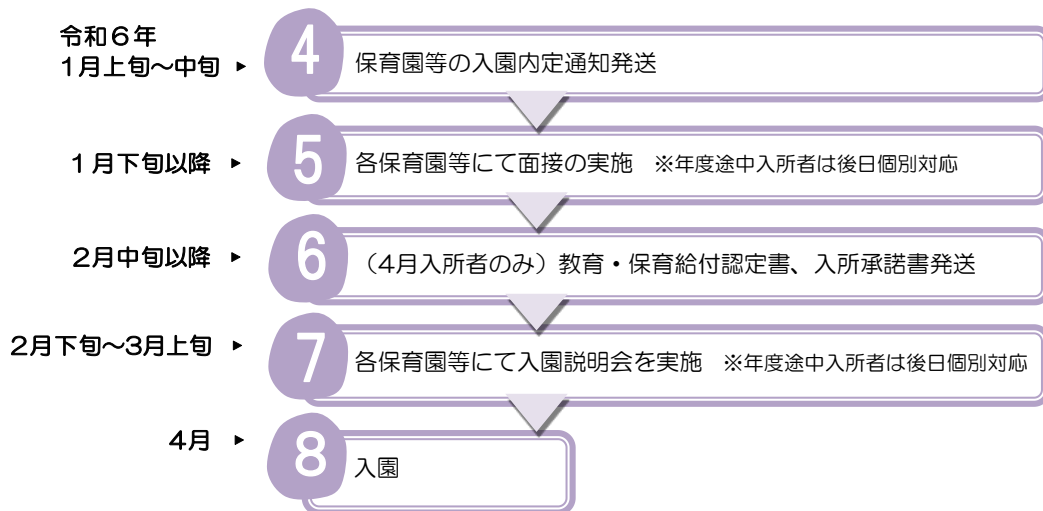
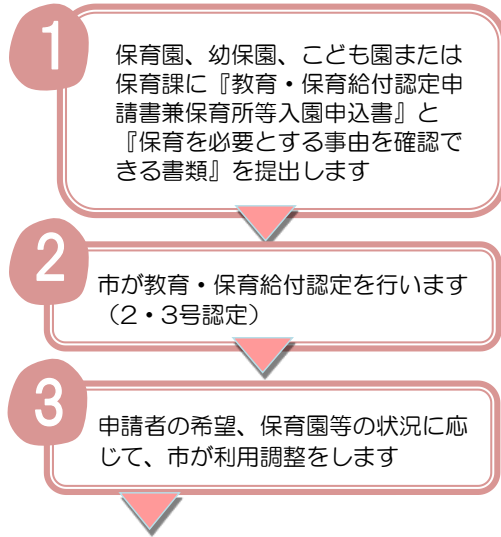
▶入園までのスケジュール

入園申込（10月2日～10月31日）

幼稚園部を希望される場合（1号認定）



保育園部を希望される場合（2・3号認定）



※教育・保育給付認定については、通常は申請から30日以内に支給認定証を交付することとなっていますが、施設利用申請書と兼ねるため、入所承諾書の発行と同時に発送します。
※年度途中入園の場合、入所承諾書は入園する月の約2週間前に発送します。



転入予定で申込をされる方

現在坂井市外在住の転入予定者で、4月以降に坂井市の施設を入園希望される方は、入園予定日までに転入の手続きを行ってください。手続きが完了していない場合、入園日現在で坂井市民と認められないため、入園の承諾が取り消される場合や別途保育料が発生する場合があります。

◆オンラインを利用した入園申込みについて◆

坂井市では、オンラインによる保育園等の入園申込みを開始しています。窓口での手続きは混み合う場合があるため、ご自宅から 24 時間いつでもお手続きいただけるオンライン申請をぜひご利用ください。

■対象者

入園希望日時点で保護者と入園希望児童の住民票が坂井市内にある方

※坂井市に転入予定の方も対象となります。

※私立こども園の幼稚園部に入園を希望する方は、施設に直接お申し込みください。

※医療的なケア等、特別な支援を必要とする児童は、事前に保育課にご相談ください。

■事前にご準備いただくもの

- ・スマートフォン または パソコン
- ・マイナンバーカード
- ・入園申込に必要な書類（P7 参照）

■申請に必要な所要時間

約 15 分程度

■注意事項

- ・兄弟姉妹で同時に申込をする場合は、一人ずつ申請が必要です。
- ・電子申請は、必ず手元に必要な書類がすべて揃ってからお願いします。
- ・添付いただくデータは、写真などの画像データのほか、pdf・エクセルファイル等でも構いません。
- ・保育課から書類の不備等について連絡する場合があります。

■QRコード

幼稚園部（1号認定）を希望する方

保育園部（2・3号認定）を希望する方



※上記 QR コードが読み込めない場合は、「ぴったりサービス」と検索してください。

手続きの検索方法 市町村名「坂井市（福井県）」▶検索条件「カテゴリ」▶カテゴリ「子育て」

▶「教育・保育給付認定（現況）申請書兼保育園等入園申込書」

▶保育を必要とする事由を証明する書類（保育園部を希望する場合）

保育を必要とする事由	提出書類 ※ご提出は保護者（父母）のみで結構です
①就労	常勤、パート、内職 → 就労証明書 自営業 → 自営業申立書および添付資料 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> ※内職の場合は、出来高 明細書の添付も必要です </div> 添付資料 営業許可証・開業届・就業規則・登記事項証明書等 いずれかの写し、又は、自営収入を証明するもの （前年の確定申告書、収支内訳書等の写しなど）
②妊娠、出産	出産前 → 母子健康手帳（分娩予定日記載ページ）の写し 出産後 → 母子健康手帳（出生届出事項証明のページ）の写し
③病気、ケガ、障がい	病気、ケガ → 診断書※（3ヶ月以内のもの） 障がい → 身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し
④親族の介護、看護	介護申立書および添付資料 添付資料 介護認定を受けている方の介護…介護保険証（写し） 障害者手帳を持っている方の介護…障害者手帳（写し） 傷病の方の介護…診断書※（3ヶ月以内のもの）
⑤災害復旧	り災証明書
⑥求職活動	就労予定申立書
⑦就学	在学（受講）証明書、受講時間及び在学期間の詳細が確認できる資料
⑧DVや虐待	配偶者からの保護に関する証明書等
⑨育児休業取得中	就労証明書（育児休業欄を記載したもの） 又は育児休業取得期間が分かる証明書等の写し
⑩その他 ・下の子の育児 ・その他市が認める事由	下の子の育児 → 母子健康手帳（出生届出事項証明のページ）の写し その他 → 市が必要と認める書類

※ 診断書について、半年ほどで状況の確認をさせていただく場合があります。



保育を必要とする理由の変更や消滅について

入園後に保育を必要とする事由が変わった場合、有効期間や保育必要量も変わります。変更があった場合、または理由がなくなった場合には、必ず保育施設にお知らせいただくとともに、教育・保育給付認定変更申請書と必要書類をご提出ください。必要な書類については、上記「保育を必要とする事由を証明する書類（保育園部を希望する場合）」をご確認ください。

なお、認定による保育必要量の変更（標準時間⇄短時間）は、変更申請の翌月から適用されますのでご了承ください。

▶保育料・給食費算定のための書類（該当者のみ）

次の各区分に該当する場合には、指定した書類を提出してください。

I. 令和5年度市町村民税が坂井市以外で課税されている場合

令和5年1月2日以降に転入してきた方等でマイナンバーにより照会ができない場合は、下記の市町村民税の税額を確認できる書類が父母ともに必要となります。

世帯類型		必要書類	備考
1	市町村民税が給与から引かれている方（会社員等）	令和5年度市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書	写し
2	市町村民税を納税通知書で直接納めている方	令和5年度市町村民税・県民税納税通知書	写し
3	1または2の書類が用意できない方	令和5年度市町村民税・県民税課税証明書（税額が確認できるもの）	令和5年1月1日時点の住民票登録市町村で交付されたもの
4	令和5年1月1日に海外在住であった方	令和4年1月～12月までの収入が分かる書類（給与明細書等）	外国語で記載されている証明書類の場合、和訳文の提出も必要

II. 入園児童のきょうだい児（就学前年齢）が次の施設に通い在籍している場合

施設の種別	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> ■ 新制度に移行していない幼稚園 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑幼稚園（坂井市） ・ 仁愛女子短期大学附属幼稚園（福井市） ・ 福井大学教育学部附属幼稚園（福井市）など 	きょうだい児に係る幼稚園の在園証明書
<ul style="list-style-type: none"> ■ 特別支援学校幼稚部 ■ 情緒障害児短期治療施設 	各施設が発行する在籍証明書
<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童発達支援センター ■ 医療型児童発達支援センター ※ 児童発達支援センター等に通り、基本動作指導、集団生活への適応訓練等を受けている場合 	各施設が発行する通所証明書

III. ひとり親世帯等の軽減を適用する場合

世帯の種別	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童扶養手当を受給している母子及び父子世帯 	添付書類は必要ありません
<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童扶養手当を受給していない母子及び父子世帯 	事実婚に関する申立書と戸籍謄本
<ul style="list-style-type: none"> ■ 同居親族に障がい児（者）のいる世帯（児童本人も含む） 	交付を受けている手帳の写し等（下記のうち、いずれか） 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し 特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給していることが証明できる書類の写し

5 坂井市外の保育施設を希望する場合（広域入所）

坂井市に住民登録がある児童で、里帰り出産や、両親の遠隔勤務地による送迎困難といった理由などによって、市外の保育施設に入所を希望することができます。

▶坂井市外の幼稚園やこども園（1号認定：幼稚園部）を希望される方は？

坂井市で教育・保育給付認定を受けます。直接施設にお申し込みいただき、併せて『教育・保育給付認定申請書兼保育園等入園申込書』を入所する月の前月15日までに坂井市に提出してください。

▶坂井市外の保育園やこども園（2、3号認定：保育園部）を希望される方は？

坂井市で教育・保育給付認定を受けます。入所する月の前月15日までに坂井市にお申し込みください。まずは保育課にご相談ください。

なお、坂井市外の方が、坂井市内の保育施設への広域入所を希望される場合は、住民票のある自治体にご相談ください。



広域入所に係る留意事項

広域入所は、市町村の区域を超えた広域的な対応が必要と判断された場合のみ利用ができるものであり、求職活動、育児休業取得中、下の子の育児、実家に近いからといった理由では広域入所はできません。

保育施設所在市町と協議により承諾を受けて入所が認められますので、申込によって入所が確約されるものではありません。また、翌年度の継続入所においても優先されません。

広域入所の実施状況は市区町村により異なりますので、申し込み期限等、事前にご希望の保育施設がある市区町村によく確認をしてください。

6 坂井市内教育・保育施設一覧（令和6年4月1日予定）

【保育園・幼稚園、こども園、小規模保育園】 ※全園で土曜保育、障害児保育を実施しています

地区	公私別	施設名	所在地	電話番号	区分	定員	受入年齢	(保)	保育標準時間 (幼) 教育標準時間	保育短時間	延長保育	土曜保育実施場所 (実施場所が異なる のみ記載)	一時 預かり		
								保育標準時間							
三国	公立	三国南幼稚園	三国町南本町1-4-35	81-2910	保育園部 幼稚園部	80	3歳児～	7:00 ~ 18:00 7:00 ~ 13:30	7:00 ~ 18:00 預かり保育15:00まで	7:00 ~ 16:00	～19:00	みくに未来幼稚園			
		みくに未来幼稚園	三国町神明1-5-46	81-2373	保育園部 3歳児～	150	8週～	7:00 ~ 18:00 7:00 ~ 13:30	7:00 ~ 18:00 預かり保育15:00まで	7:00 ~ 16:00	～19:00		○		
		▶ 旗島こども園	三国町陣ヶ岡16-13-3	82-0094	保育園部 幼稚園部	170	8週～ 3歳児～	7:00 ~ 18:00 7:00 ~ 13:30	7:00 ~ 18:00 預かり保育15:00まで	7:00 ~ 16:00	～19:00		○		
		加戸幼稚園	三国町加戸34-30-1	82-0097	保育園部 幼稚園部	100	8週～ 3歳児～	7:00 ~ 18:00 7:00 ~ 13:30	7:00 ~ 18:00 預かり保育15:00まで	7:00 ~ 16:00	～19:00	旗島こども園			
	私立	米納津保育所	三国町黒目18-18	81-3069		50	8週～	7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 16:00	～19:00				
		▶ 三国松清こども園	三国町運動公園2-15-15	82-7369	保育園部 幼稚園部※1	120 15	8週～ 満3歳～	7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 14:00	7:00 ~ 18:00 預かり保育7:00～8:00、14:00～18:00	7:00 ~ 16:00	～19:00		○		
		▶ 認定こども園三国ひかり	三国町楽門53-3	81-6565	保育園部 幼稚園部※1	90 15	8週～ 満3歳～	7:00 ~ 18:00 8:30 ~ 13:30	7:00 ~ 18:00 預かり保育7:00～8:30、13:30～18:00	7:00 ~ 16:00	～19:00		○		
丸岡	公立	露幼稚園	丸岡町露町3-10-1	66-0848	保育園部 3歳児～	140	8週～	7:00 ~ 18:00 7:00 ~ 13:30	7:00 ~ 18:00 預かり保育15:00まで	7:00 ~ 16:00	～19:00	今福幼稚園	○		
		今福幼稚園※3	丸岡町今福13-7	66-1196	保育園部 幼稚園部	160	8週～ 3歳児～	7:00 ~ 18:00 7:00 ~ 13:30	7:00 ~ 18:00 預かり保育15:00まで	7:00 ~ 16:00	～19:00				
		安田幼稚園	丸岡町下安田19-9	66-0196	保育園部 3歳児～	140	8週～	7:00 ~ 18:00 7:00 ~ 13:30	7:00 ~ 18:00 預かり保育15:00まで	7:00 ~ 16:00	～19:00				
		鳴鹿幼稚園	丸岡町上金屋5-15	66-2757	保育園部 幼稚園部	100	8週～ 3歳児～	7:00 ~ 18:00 7:00 ~ 13:30	7:00 ~ 18:00 預かり保育15:00まで	7:00 ~ 16:00	～19:00	安田幼稚園			
	私立	㊦ つばみ保育園	丸岡町坪江9-11	66-2564		140	8週～	7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 16:00	～19:30		○		
		▶ もみじ認定こども園	丸岡町板倉45-9	67-6760	保育園部 幼稚園部※1	48 12	6ヶ月～ 満3歳～	7:00 ~ 18:00 8:30 ~ 13:30	7:00 ~ 18:00 預かり保育7:00～8:30、13:30～18:00	7:00 ~ 16:00	～19:00		○		
		▶ まごころ認定こども園	丸岡町長崎8-5-3	68-0756	保育園部 幼稚園部※1	85 15	8週～ 満3歳～	7:00 ~ 18:00 9:00 ~ 13:30	7:00 ~ 18:00 預かり保育7:00～9:00、13:30～18:00	7:00 ~ 16:00	～19:00		○		
		▶ ㊦しらの子認定こども園※4	丸岡町本町4-60	68-0360	保育園部 幼稚園部※1	90 15	8週～ 満3歳～	7:00 ~ 18:00 8:30 ~ 13:30	7:00 ~ 18:00 預かり保育7:00～8:30、13:30～18:00	7:00 ~ 16:00	～19:00		○		
		▶ わっかこども園	丸岡町愛宕9-1	68-0181	保育園部 幼稚園部※1	115 15	8週～ 満3歳～	7:00 ~ 18:00 9:00 ~ 13:30	7:00 ~ 18:00 預かり保育7:00～9:00、13:30～18:00	7:00 ~ 16:00	～19:00		○		
		▶ よつばこども園	丸岡町磯部福庄24-18	68-1112	保育園部 幼稚園部※1	130 10	8週～ 満3歳～	7:00 ~ 18:00 9:00 ~ 13:30	7:00 ~ 18:00 預かり保育7:00～9:00、13:30～18:00	7:00 ~ 16:00	～19:00		○		
		▶ ぶちわっか※2	丸岡町吉政35-19	50-2788		18	8週～2歳児	7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 16:00	～19:00	わっかこども園	○		
		春江	公立	春江幼稚園※5	春江町江留下屋敷220	51-2372	保育園部 幼稚園部	100	3歳児～	7:00 ~ 18:00 7:00 ~ 13:30	7:00 ~ 18:00 預かり保育15:00まで	7:00 ~ 16:00	～19:00	春江東保育園	
				春江中保育園※5	春江町本堂5-42	51-0480		80	8週～	7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 16:00	～19:00	春江西保育園	
春江東保育園	春江町中筋高田11			51-2288		120	8週～	7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 16:00	～19:00				
春江北幼稚園	春江町中庄11-2-3			51-9622	保育園部 幼稚園部	190	8週～ 3歳児～	7:00 ~ 18:00 7:00 ~ 13:30	7:00 ~ 18:00 預かり保育15:00まで	7:00 ~ 16:00	～19:00	春江西保育園			
春江西幼稚園	春江町松木11-7			51-3046	保育園部 幼稚園部	190	8週～ 3歳児～	7:00 ~ 18:00 7:00 ~ 13:30	7:00 ~ 18:00 預かり保育15:00まで	7:00 ~ 16:00	～19:00		○		
春江東幼稚園※6	春江町中筋29-1			58-5833	保育園部 幼稚園部	80	3歳児～	7:00 ~ 18:00 7:00 ~ 13:30	7:00 ~ 18:00 預かり保育15:00まで	7:00 ~ 16:00	～19:00	春江東保育園			
私立	春江みどり保育園		春江町江留下宇和江9	51-0285		90	8週～	7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 16:00	～19:00				
▶ いと勢認定こども園	春江町江留下高道67	51-2715	保育園部 幼稚園部※1	128 12	8週～ 満3歳～	7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 14:00	7:00 ~ 18:00 預かり保育7:00～8:00、14:00～18:00	7:00 ~ 16:00	～19:00		○				
春江ゆり保育園	春江町随応寺東3	51-5200		180	8週～	7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 16:00	～19:00						
坂井	公立	▶ 坂井こども園	坂井町宮領40-25-1	66-5959	保育園部 幼稚園部	150	8週～ 3歳児～	7:00 ~ 18:00 7:00 ~ 13:30	7:00 ~ 18:00 預かり保育15:00まで	7:00 ~ 16:00	～19:00		○		
		▶ ㊦認定こども園大関保育園	坂井町大味27-14	72-1870	保育園部 幼稚園部※1	105 15	8週～ 満3歳～	7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 14:00	7:00 ~ 18:00 預かり保育7:00～8:00、14:00～18:00	7:00 ~ 16:00	～19:00		○		
	私立	▶ ㊦すずらんこども園	坂井町高柳117-11-2	72-1244	保育園部 幼稚園部※1	50 10	8週～ 満3歳～	7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 14:00	7:00 ~ 18:00 預かり保育7:00～8:00、14:00～18:00	7:00 ~ 16:00	～19:00		○		
		㊦るんびに保育園	坂井町下兵庫254-31-2	72-0229		50	8週～	7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 16:00	～19:00		○		
		▶ 坂井松清こども園	坂井町長畑14-1-1	50-2181	保育園部 幼稚園部※1	130 15	8週～ 満3歳～	7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 14:00	7:00 ~ 18:00 預かり保育7:00～8:00、14:00～18:00	7:00 ~ 16:00	～19:00		○		

【幼稚園】 ※障害児保育を実施しています

地区	公私別	施設名	所在地	電話番号	受入年齢	教育標準時間	預かり保育	一時預かり
丸岡	私立	緑幼稚園※7	丸岡町露町1-5	66-1194	2歳児～	9:00 ~ 14:00	7:30 ~ 9:00、14:00 ~ 18:00	○

※1 私立こども園の幼稚園部を希望される場合は、直接園にお問い合わせください。教育標準時間前の預かりについては、園にご相談ください。

※2 小規模保育園です。

※3 今福保育園は令和6年4月から幼稚園となる予定です。

※4 しらの子保育園は令和6年4月から認定こども園となる予定です。

※5 春江中保育園は改修工事を予定しています。工事期間中は春江幼稚園での保育となる予定です。

※6 春江東幼稚園は小学生との集団登校が可能です（5歳児のみ）。

※7 緑幼稚園への入園を希望される場合は、申込方法が異なりますので、直接園にお問い合わせください。

▶ がついている施設は、こども園です。

㊦ がついている施設には送迎バスがあります。

7 預かり保育・延長保育・土曜保育について（公立）、Q&A

※私立保育園等については、直接園にお問い合わせください。

◆預かり保育・長期休業中の一時預かり（幼稚園部のみ）

預かり保育

各幼稚園およびこども園の幼稚園部では、「教育標準時間」終了後に、有料での預かりを行っています。

○利用料 月額で2,500円、日額で200円

ただし、保育を必要とする事由がある場合は、月額11,300円まで預かり保育の利用料が無償になります（**預かり保育の無償化**）。利用前に申請が必要なので、入園決定後、園にお問い合わせください。

長期休業中の一時預かり

長期休業中、理由があって児童を家庭で保育できない場合に、有料での預かりを行っています。

○利用料 4時間未満1,000円、4時間以上2,000円（回数制限有）

◆延長保育

各保育園、幼稚園およびこども園の保育園部では、「保育標準時間」「保育短時間」終了後に有料で延長保育を行っています。利用時間は1時間単位です。

○保育標準時間の児童の利用料 月額で2,500円、単発的な利用は1時間200円

例) 18時を超えて保育を希望する場合（19時まで）、1回あたり200円の利用料金がかかります。

○保育短時間の児童の利用料 単発的な利用のみ 1時間200円

例) 16時を超えて保育を希望する場合、1回あたり17時までで200円、18時までで400円、19時までで600円の利用料金がかかります。

◆土曜保育

就労等の理由で児童を家庭で保育できない場合に、土曜日に関園している保育園等で児童を保育します。利用を希望する場合は土曜保育希望調査票を入園している保育園等にご提出ください。ただし、保育園等に入園していない児童は土曜保育を利用することはできません。

○開園時間 7時～19時

Q&A（よくあるご質問）

《入園に関すること》

■坂井市内のどこの施設にでも入園できますか？

坂井市内に住所がある子どもであれば、市内のどこの保育園等にでも入園することができます。また、通園区域指定もありません。ただし、定員を超える入園申込のある施設については、施設のある小学校区の方を優先する場合があります。

■希望する施設に入園できますか？

保育園等の大きさや保育士の数により定員が設けられていますので、定員を超える入園申込のある施設については、市が利用調整を行って、入園する施設が決まります。従って、**希望の施設に入園できない場合もあります**。申請書には**第5希望まで記入**してください。なお、入園希望順位は、利用調整には影響ありません。

■4月以降の入園は出来ないのですか？

年度の途中でも入園可能です。毎年10月に次年度の保育園等への入園申込を受け付けますので、年度途中に入園を希望される方も、受付期間内に申し込みをお願いします。申し込みは随時受け付けていますが、各施設の定員や保育士の数により入園できない場合もありますのでご留意ください。

- **現在、育児休業を取得していますが、職場復帰の前から入園することはできますか？**
育児休業取得中の方は、慣らし保育期間を考慮し「職場復帰の3週間前が属する月」から入園することが可能です。
例) 5月1日に職場復帰の場合…4月1日からの入園が可能
5月22日に職場復帰の場合…5月1日からの入園が可能
なお、4月1日に職場復帰をされる方で、3月からの入所を希望される方は、**年度が異なるため、入園が難しい場合があります。**保育課へご相談ください。

- **坂井市外の保育園等に入園することはできますか？**
保護者の住所がある坂井市内の保育園等へ入園することが原則ですが、保護者の勤務地の都合等で坂井市内の施設への送迎が難しい場合等は、市外の保育園等に入園することができます。ただし、坂井市と希望する施設のある自治体が入園に関して協議した上で、入園決定することになりますので、希望する施設へ入園できない場合もあります。事前に保育課にご相談ください。

- **坂井市内に引っ越す予定ですが、転入する前でも入園申込はできますか？**
入園申込は可能です。受付期間(10月)に住所が坂井市にない場合には、「現住所」・「転入予定の住所」ともに申請書の該当欄に記入しお申込みください。教育・保育給付認定は転入後に行い、認定証を交付します。

《保育時間に関すること》

- **「保育短時間」で認定されましたが、どうしても時間内にお迎えに行けない日があったら、どうすればいいですか？**
「保育短時間」の保育時間を過ぎて預かってほしい場合は、その保育園等が開園している時間までは預けることができますが、**別途料金(1時間200円)がかかります。**また、「保育短時間」で認定された方の継続した延長保育の利用はできません。勤務時間等でどうしても保育短時間内の利用が難しい場合は、教育・保育給付認定の変更の手続きをすることにより、「保育標準時間」での利用ができる場合もありますので、保育課にご相談ください。
- **「保育標準時間」の認定を受けられると思いますが、祖父母に送迎を協力してもらえるので、「保育短時間」利用でいいのですが、どうしたらいいですか？**
保護者の希望により、「保育短時間」で認定することはできます。申込書の希望する保育必要量欄の「保育短時間」にチェックを入れてください。

《保育料に関すること》

- **0～2歳児の保育料はどのように決められますか？**
父母の市町村民税所得割額の合計で決まります。4月から8月分までの保育料は、**前年度の市町村民税額**、9月から3月分までの保育料は**当年度分の市町村民税額**により算出します。したがって、4月と9月に保育料の決定通知を送付いたします。
- **公立や私立、保育園や認定こども園などの施設によって保育料は違うのですか？**
坂井市内の公立保育園・幼保園・こども園、私立の認可保育園・こども園・小規模保育園であれば、どちらへ入園されても月々の保育料は**変わりません。**
- **在園中の年度途中で誕生日を迎えても保育料は変わりませんか？**
入園する年度の4月1日現在の年齢で保育料を計算しますので、年度途中で誕生日を迎えても保育料算定基準の年齢区分は**変わりません。**したがって、誕生日を迎えたことによって、**保育料が変わることはありません。**また、誕生日を迎えた後に保育園等に入園した場合も、入園時の年齢ではなく、4月1日現在の年齢で保育料が計算されます。
- **毎月の保育料はどのように納めたらいいですか？**
公立保育園・幼保園・こども園及び私立保育園については**口座振替**を基本としています。保育園等への入園が決まり次第、**口座振替依頼書**を提出していただきます。どうしても現金での納付を希望される場合は、保育園等にお伝えください。口座振替は毎月**25日**が振替日(納期限)です(土日祝祭日は翌営業日)。また、**ペイジー口座振替**での受付も行っています。詳しくは、保育課までお問い合わせください。

■ **子どもが病気などで保育園等を休んだ場合は、その月の保育料は安くなるのですか？**

保育園等を休んだ日数を計算して、保育料を安くすることはありません。もし、里帰り出産などで長期欠席が分かっているようでしたら、保育園等を退園する方法をとってください。この場合、保育園等に再入園するには、入園手続きを取っていただきますが、他の子どもの入園により再入園できない場合もありますので、保育園等とご相談ください。

■ **毎月の保育料のほかに費用はかかりますか？**

実費徴収する費用として、保護者会費や保育教材費などをいただく場合があります。また、3～5歳児については、給食費をご負担いただきます。詳しくは入園を希望される保育園等にお尋ねください。

《その他》

■ **幼稚園部に在園していますが、年度途中で保育園（保育園部）へ変われますか？**

年度途中で、就労などにより家庭状況が変わった場合には、保育園（保育園部）へ入園することもできます。この場合は、1号認定から2・3号認定に変更しなければならないので、**認定変更の手続きが必要**です。また、保育園（保育園部）の定員などの関係から、希望する保育園（保育園部）に入園できない場合もあります。なお、夏休みなどの長期休業期間だけの保育園入園は認められません。

■ **子どもが在園中に離婚（又は婚姻）しましたが、手続きは必要ですか？**

教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届出書）と下記の書類を提出してください。また、保育料や給食費の引落口座に変更がある場合は、**口座振替依頼書**を提出してください。

離婚・婚姻した翌月から保育料が変わります。

- 離婚 … 子どもの世帯状況を確認し、保育料を計算します。また、保育料の徴収区分の階層が3階層または4階層（4-1～4-2階層）になる方で、児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成の認定がなされているか事実婚に関する申立書の提出があれば、保育料が軽減されます。給食費の軽減に関しても同様です。
- 婚姻 … 婚姻相手の**就労証明書**、**マイナンバー**等必要な書類を提出してください。婚姻相手の市町村民税所得割額を加算して保育料を計算します。



お子さんのことで心配なことはありませんか？



入園、進級・・・春から始まる園生活にお子さんも保護者の方もドキドキされていることでしょう。

園では、あそび、基本的な生活習慣の自立、友達や保育士との関わり、コミュニケーション、生活・社会のルールなど、園での生活をとおしてお子さんの育ちの場の一旦を担います。

そうした育ちの過程の中で、成長発達のことなどで気にされている保護者の方は年々増えてきているように感じます。



気になることがあったり、これでいいのかな？等、心配や不安があれば、遠慮せず、どうぞ園長や保育士にご相談ください。

家での様子、園での様子をもとに、どうすることがお子さんの成長に良いか一緒に考えましょう。また、専門的な方に相談した方が良いかなという場合は、相談できる機関も情報提供させていただきますので、ぜひ声をかけてください。

8 保育サービスについて

保育園等に在園していない児童でも利用できるサービスです。

◆一時預かり※ ※私立保育園等および民間施設での料金・上限日数は、直接保育園等・施設にお問い合わせください。

保護者の傷病、入院、災害、事故等で緊急・一時的に家庭での保育ができなくなった場合に、保育施設において短期間お預かりします（一月あたり原則 12 日まで）。

* 坂井市に住民登録のある方のみ利用できます。

- 公私立保育施設 19 か所（P13 の施設一覧表の『一時預かり』欄をご参照ください）
- 坂井来春会 子育て支援センターゆり（春江町本堂 27-1-1）☎51-8850
- 利用料（公立） 1 日（4 時間以上）2,000 円 半日（4 時間未満）1,000 円

◆病児・病後児保育※ ※直接施設へお申込みください。

児童が病気や病気回復中に保護者の就労等によって家庭で育児ができない場合に、一時的にお預かりします。福井市・あわら市・大野市・勝山市・鯖江市・永平寺町・越前町の施設も利用できます。詳しくは子ども福祉課（☎50-3042）までお問い合わせください。

- 三国病院病児・病後児保育施設（三国病院内）☎080-6351-6755
- こりすの家（春江町江留上新町 8（春日レディスクリニック））☎58-2323
- 病児・病後児保育所すくすくハウス（丸岡町吉政 35-19）☎97-6415
- こあらの部屋（坂井町長畑 14-1-1（坂井松涛こども園））☎50-2181 ※病後児のみ実施
- 利用料 1 日（4 時間以上）2,000 円 半日（4 時間未満）1,000 円

◆地域子育て支援拠点 ※利用に関する詳細については、直接各施設にお問い合わせください。

子育て家庭に対する育成支援を行います。子どもや保護者たちが気軽に集い、育児相談なども開催し、子育てへの負担を和らげ、安心して子育てできるようサポートします。利用料は、原則無料です。

- 【支援内容】①子育て親子の交流及び集いの場の提供 ②子育てに関する相談及び援助
③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習
- 三国子育て支援センター（三国運動公園健康管理センター内）☎81-6550
 - 丸岡子育て支援センター（いきいきプラザ霞の郷内）☎67-4157
 - 坂井子育て支援センター（坂井健康センター内）☎68-4188
 - もみじアソビノサロン（もみじ認定こども園内 丸岡町板倉 45-9）☎67-6760
 - ハーツきっすはるえ（春江町随応寺 25-1）☎0120-453-415
 - キッスハウスゆり（春江町本堂 27-1-1）☎51-8850

◆すみずみ子育てサポート※ ※直接各施設にお問い合わせ、お申し込みください。

一時的に家庭での保育ができなくなった場合に、一時預かりや家事援助等のサービスを提供します。

- ハーツきっすはるえ ※一時預かり（春江町随応寺 25-1）☎0120-453-415
 - きらめきくらしのサポート ※生活支援（福井市開発 5 丁目 1603）☎52-0655
 - 坂井市シルバー人材センター ※園等への送迎、生活支援（春江町随応寺 17-10）☎50-1350
 - あわら市シルバー人材センター ※一時預かり（日・祝のみ）（あわら市国影 13-13）☎080-6366-1567
 - すまいるいきっす（株）Select ※一時預かり（福井市手寄 1 丁目 7-23 駅東さくらビル 2 階）☎97-9366
 - ベビーシッターくれいどる ※一時預かり、園等への送迎、生活支援 福井市春日町 249-4 090-9767-5095
 - 利用料 1 時間 700 円～1500 円（別途、登録料・年会費・昼食代等が必要です。詳しくは、直接施設にお問い合わせください。）
- ※ 坂井市に住民登録のある方は、1 時間につき 350 円または 700 円の助成が受けられます（月ごとに上限あり）。

※ 認可外保育施設等の無償化については、①～③のすべての条件を満たす場合、無償化対象の可能性がありますが、サービス利用前（原則 15 日前まで）の認定申請が必要となるため、詳細は保育課にお問い合わせください。

- ① 3～5 歳児の子ども または 0～2 歳児で住民税非課税世帯の子ども
- ② 子どもの保護者（父母）に保育の必要性がある
- ③ 認可保育園、認定こども園等の施設に入所していない

こどもに関する相談機関



《坂井市》

○子育て・こどもの発達に関すること

子育て世代 包括支援センター	☎ 50-3045 (メール相談) sukusuku@city.fukui-sakai.lg.jp	妊娠・出産・子育てに関する様々な情報 提供や相談(電話・来所・メール相談)
ひまわり相談 (健康増進課)	事前予約制 ☎ 50-3067	こどもの発達相談(未就学児対象) 専門スタッフ(小児科医・臨床心理士・ 言語聴覚士)による個別相談
保育課	☎ 50-3088	子育てや保育園に関すること
社会福祉課	☎ 50-3041	福祉サービス(療育支援)について
子育て支援センター	☎三国 81-6550 ☎丸岡 67-4157 ☎坂井 68-4188	子育てに関すること

○子育て・家庭に関すること

子どもと家庭の 相談窓口 (子ども福祉課)	☎ 50-3043 (相談員直通) メール相談: j-soudan@city.fukui-sakai.lg.jp	子どもに関すること、児童虐待、ひとり親 家庭相談、女性相談など家庭内の相談など
-----------------------------	--	--

○こころの健康に関すること

こころの相談 (健康増進課)	事前予約制 (託児付) ☎ 50-3067	臨床心理士によるこころの相談 (不安・ストレス・悩みなど)
-------------------	--------------------------	----------------------------------

《県施設》

○教育相談・学校に関すること

福井県特別支援 教育センター	☎ 53-6574	子育て・発達・教育相談
福井県教育総合研究所	☎ 58-2150	
県立特別支援学校 (一部抜粋)	福井県立ろう学校 ☎ 24-5190 福井県立盲学校 ☎ 54-5280 福井特別支援学校 ☎ 24-5194 福井南特別支援学校 ☎ 36-7631 嶺北特別支援学校 ☎ 67-0100 福井東特別支援学校 ☎ 53-6575	

○子どもと女性の悩みに関すること

福井県総合福祉相談所	児童相談 ☎ 24-5138（平日用） ☎ 24-3654（休日・夜間用）	18歳未満の子どもに関すること （養護、虐待・非行・しつけ・障がい、不登校、言葉や発達の遅れなど）
	女性相談 ☎ 24-6261 夜間女性相談（毎日）17:15～22:00	女性の悩みに関すること（結婚・離婚・家庭不和・夫や恋人からの暴力など）
	こどもの虐待防止相談 ☎ 24-3654（24時間365日受付） ☎ 189	虐待かどうか迷う場合でもご連絡ください
	こころの相談・ひきこもり地域支援センター ☎ 26-4400	こころの相談やひきこもりに関する相談

《子どもの発達に関する相談機関（医療機関）》

あわら病院	☎ 79-1211	「発達外来」 医師による相談、診療（予約制）
福井県こども療育センター	☎ 53-6570	運動面・精神発達面についての診療、相談、療育（予約制） （初診は医療機関からの紹介が必要）
福井大学医学部附属病院	☎ 61-3111	「子どものこころ診療部」 発達面の相談、検査、診断（予約制） （初診は医療機関からの紹介が必要）
平谷こども発達クリニック	☎ 54-9600	一般外来の他に発達外来もあり 発達面についての相談、診療、療育（予約制）
福井愛育病院	☎ 54-5757	週2回「子どもの心診療部」で相談、診療（予約制）
福井県医療的ケア児者支援センター	☎ 97-9210 Fax 97-6299	医療的ケア児者およびその家族に対する相談支援 （電話・FAX・メール・来所（予約制）） ✉ fukui.icare@gmail.com

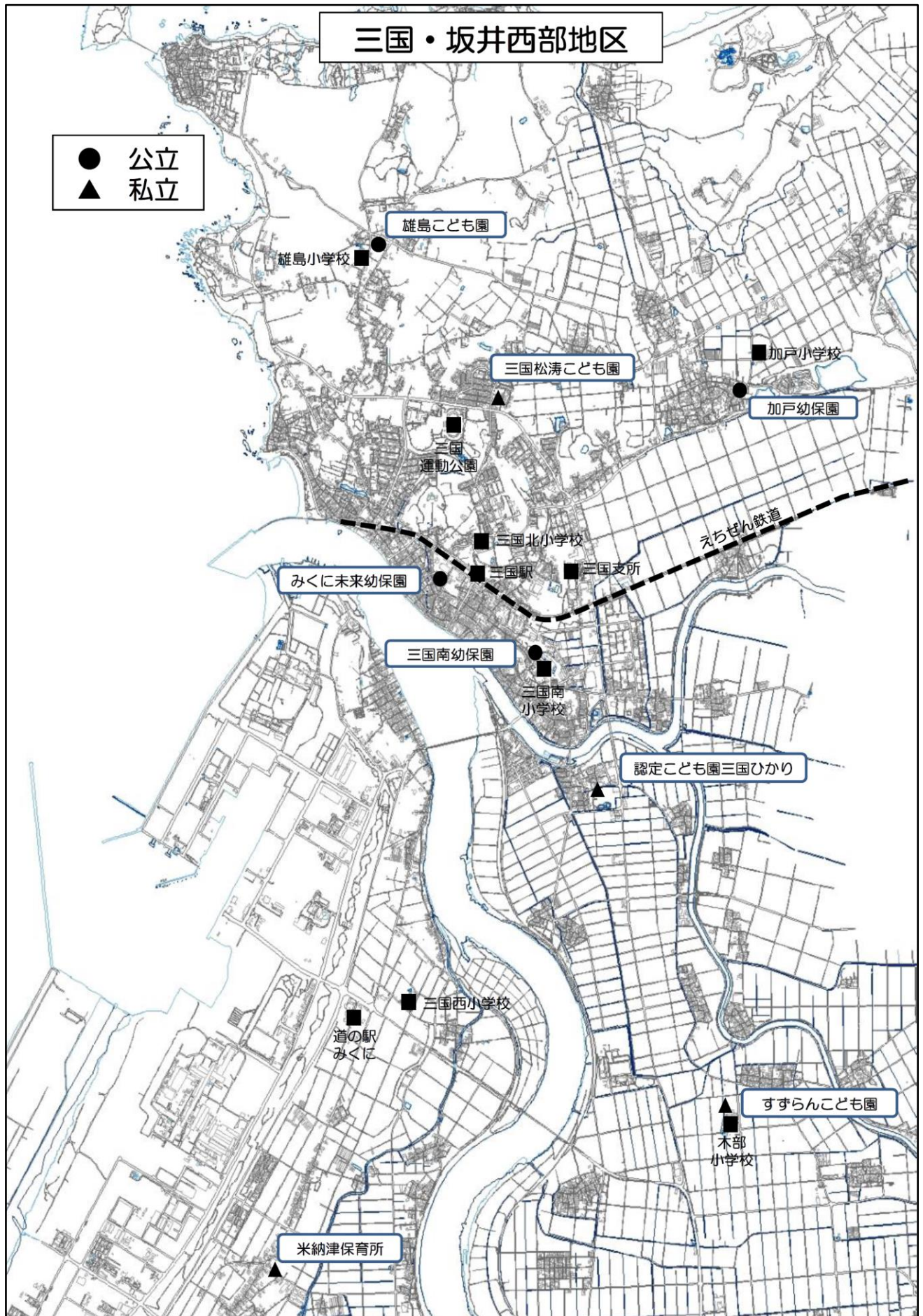
《坂井市内の児童発達支援センター》

子ども発達支援センター こぶし園	☎ 68-0524	専門スタッフによる、お子さんの発達や子育ての悩みについての相談
---------------------	-----------	---------------------------------

○発達障害に関すること

【福井県発達障害児者支援センタースクラム福井】

発達障害のある方とご家族が安定して地域で生活できるように、相談支援、療育支援を行っています。
☎ 22-0370



三国・坂井西部地区

- 公立
- ▲ 私立

雄島こども園

雄島小学校

三国松涛こども園

加戸小学校

加戸幼保園

三国運動公園

三国北小学校

えちぜん鉄道

みくに未来幼保園

三国駅

三国支所

三国南幼保園

三国南小学校

認定こども園三国ひかり

三国西小学校

道の駅
みくに

米納津保育所

すすらんこども園

木部
小学校

